

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

高野山麓まちの暮らしを支える紀の川フルーツライン計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

和歌山県、橋本市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町

3 地域再生計画の区域

橋本市及び紀の川市並びに伊都郡かつらぎ町及び九度山町の区域の一部
(紀の川南岸地区)

4 地域再生計画の目標

4-1 地域の現状

本計画地域は、和歌山県の北東部、一級河川紀の川周辺に広がる樹園地帯で、北は大阪府、東は奈良県に接する。和歌山市から約 25km、関西国際空港から約 25km、大阪市、奈良市からそれぞれ 40～50km 圏内にあり、古くから紀の川を中心とした大和街道と高野街道が交差する交通の要所にあった地域である。また、和泉山脈を隔てて大阪府と接していることから、大阪都市圏との交流に便利な位置にある。

現在、本計画地域一帯は丘陵部を中心に日本一の柿産地を形成するとともに、ミカン類や桃など多種多様な果樹が栽培される一方、高野山に関係の深い世界遺産「慈尊院」「高野山町石道」を有するなど、フルーツと歴史・自然あふれる農山村地域であり、各市町とも農業振興と観光交流地域を目指し、観光農園の充実などを推進し、フルーツと自然を活かした高野山麓の観光地形成を進めている。

4-2 地域の課題

現在の主要交通は、奈良県と和歌山市を結ぶ JR 和歌山線が東西方向に、大阪市と高野山を結ぶ南海電鉄高野線が南北方向に走り橋本市で交差するとともに、紀の川の北側には京奈和自動車道、国道 24 号、広域農道等が東西方向に並走し、紀の川の南側には県道和歌山橋本線が東西方向に、国道 370・371 号、国道 480 号が南北方向に伸び、主要な交通網が構築されている。また近い将来には、京奈和自動車道が東西に延伸し、大阪方面や京都・奈良方面からのアクセスも飛躍的に良くなる地域である。

しかしながら、本計画地域である、紀の川南岸の丘陵部の樹園地帯は、道路は狭小かつ急勾配で大型車両が通行できないため、農業輸送はもとより、観光・生活道路としての機能を持つ広域農道の早期整備が望まれている。

4-3 計画の目標

こうした状況を踏まえ、地方創生道整備交付金により、樹園地内を東西に走る広域農道を整備し、農業生産の効率化・流通の合理化を図るとともに、広域農道と県道和歌山橋本線を連絡する町道ネットワークを一体的に整備することにより、農村地域の利便性向上と農業・観光産業の活性化を目指すものである。

- (目標1) フルーツと歴史を核とした観光交流の活性化
(観光農園・農産物直売所等への来客数の増加)
40万人(平成26年度)→60万人(令和4年度)
- (目標2) 農業振興を中心とした地域活性化
(樹園地面積の減少抑制)
6,151ha(平成26年度)→5,800ha(令和4年度)
- (目標3) 交流人口の増加
(年間観光入込客の増加)
298万人(平成26年度)→328万人(令和4年度)

5 地域再生を図るために行う事業

5-1 全体の概要

本計画地域は、京奈和自動車道や国道24号、県道和歌山橋本線など主要幹線道路が整備されており、大阪府など都市圏からのアクセスは容易であるが、紀の川南岸の丘陵に広がる樹園地内の農道整備が遅れており、県道と農道をつなぐ既存のアクセス道も脆弱である。

このため、「高野山」を訪れる観光客の通過点に位置するものの、地域内の「慈尊院」「真田庵」「農産物直売所」「観光農園」等といった観光地のうち一箇所のみ立ち寄り寄り傾向があるなど、地域全体としての観光地の連携が十分に図られていない。

そこで、地方創生道整備交付金により、広域農道を中心として、県道と和歌山橋本線からのアクセス道となる町道である「町道島垣内線(かつらぎ町)」や「町道見好中央17号線(かつらぎ町)」、「町道156号線・176号線(九度山町)」の道路拡張等を行うことにより、市町域を超えた交通体系が広がり、都市からの人の流れをつくる効率的な道路網を構築する。それによって、農産物輸送の効率化、農村住環境改善を図るとともに、フルーツと歴史遺産等の観光資源のネットワーク化により都市からの観光客数の増加・滞在時間の延長が期待できる。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 地方創生道整備推進交付金【A3008】

対象となる施設は以下のとおりで、事業開始に係る手続き等を完了している。

なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

・市町村道

町道島垣内線（かつらぎ町） 道路法に規定する市町村道に、昭和61年12月22日に認定済み。

町道見好中央17号線（かつらぎ町） 道路法に規定する市町村道に、平成15年7月3日に認定済み。

町道156・176号線（九度山町） 道路法に規定する市町村道に、平成14年12月25日に認定済み。

・広域農道

広域農道紀の川左岸地区 事業採択を平成3年4月11日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成3年5月20日に確定している。なお、変更事業計画確定は平成18年10月3日となっている。

広域農道紀の里地区 事業採択を平成7年4月1日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成7年8月25日に確定している。なお、変更事業計画確定は平成19年10月27日となっている。

[施設の種類]

- ・町道
- ・広域農道

[事業主体]

かつらぎ町、九度山町
和歌山県

[事業区域]

- ・町道
- ・広域農道

かつらぎ町、九度山町
紀の川市、かつらぎ町、九度山町

[事業期間]

- ・町道 平成28～令和3年度
- ・広域農道 平成28～令和4年度

[整備量及び事業費]

- ・町道 1.576km、広域農道 6.936km
- ・総事業費 10,195,643 千円（うち交付金 5,097,821 千円）
 - 町道 923,278 千円（うち交付金 461,639 千円）
 - 広域農道 9,272,365 千円（うち交付金 4,636,182 千円）

[事業の実施状況に関する客観的な指標及び評価の方法]

(平成/年度)	基準年 (H27)	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4
指標1 集落から市町役場へのアクセス改善								
九度山町河根～町役場	7分	7分	7分	7分	7分	7分	4分	4分
かつらぎ町西渋田～町役場	15分	15分	15分	15分	15分	15分	15分	13分
指標2 交流人口の増加								
年間観光入込客の増加	301万人	304万人	307万人	313万人	319万人	328万人	328万人	328万人

毎年度終了後に県職員が必要な所要時間及び観光客数の調査を行い、速やかに状況を把握する。

[事業が先導的なものであると認められる理由]

(政策間連携)

広域農道及び町道を一体的に整備することにより、個別に整備するのに比べて、効率的かつ効果的な施設配置が可能となり、観光地の連携や農業の振興といった地域再生の目標達成により資するとともに、全体の整備コストの削減が期待できるという点で、先導的な事業となっている。

(その他の理由)

本事業は、フルーツと歴史を核とした観光との連携による地域再生という観点で整備を行うことから、先導性が高い事業となっている。

5-3 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-3-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当無し

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 市町単独道路整備事業

内 容 市町道を整備して、農村集落の生活環境を向上させる。(橋本市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町単独事業)

事業主体 橋本市・紀の川市・かつらぎ町・九度山町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(2) 観光イベント等

内 容 農道周辺農地を利用した体験農園や、畑で採れたフルーツの収穫祭やフルーツ狩り、農道を利用したマラソン大会等を実施。

(体験農園「ごんぼ遊び塾」、果夢果夢バザール観光バス桃狩り、収穫祭、世界遺産マラソン、天野里山ウォーキング整備ならびに体験交流、志賀ほたる祭り、桃源郷まつり)

事業主体 橋本市・紀の川市・かつらぎ町・九度山町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

○真田祭

内 容 戦国武将真田昌幸・幸村父子が関ヶ原の合戦に敗れた後、14年間隠棲していた屋敷跡があり、例年真田祭りが行われ、勇壮武者行列が行われ、たくさんの観光客が訪れる。

事業主体 九度山町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(毎年5月開催)

(3) 農地耕作条件改善事業

内 容 橋本市区域の農地整備や広域農道への連絡を向上するための農道を整備する。(農林水産省支援事業)

事業主体 橋本市

実施期間 平成28年度～平成29年度

(4) 中山間地域等直接支払制度

内 容 中山間地域等直接支払制度により、橋本市・紀の川市・九度山町・かつらぎ町の農道周辺の農地を維持管理する。(農林水産省支援事業)

事業主体 橋本市・紀の川市・かつらぎ町・九度山町

実施期間 平成28年4月～令和5年3月

(5) 府県間道路整備(国道480号鍋谷峠道路)

内 容 大阪府と和歌山県を繋ぐ道路トンネルの整備により、都市とのアクセス向上を図る。

事業主体 国土交通省

実施期間 平成20年4月～平成29年3月

6 計画期間

平成28年度～令和4年度

7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

7-1 目標の達成状況に係る評価の手法

4に示す地域再生計画の目標については、計画期間の中間年度及び計画年度終了後に和歌山県及び橋本市・紀の川市・かつらぎ町・九度山町が必要な調査等を行い、速やかに状況を把握する。定量的な目標に関わる基礎データは、和歌山県の市町村別農林水産統計データを用い、中間評価、事後評価の際には、観光農園・農産物直売所等への聞き取り調査から来客数の集計を行う等により評価を行う。

7-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成26年 (基準年度)	平成30年度 (中間年度)	令和4年度 (最終目標)
目標1 観光農園・農産物直売所等 への来客数の増加	40万人	50万人	60万人
目標2 樹園地面積の減少抑制	6,151ha	5,900ha	5,800ha
目標3 年間観光入込客の増加	298万人	313万人	328万人

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
観光農園・農産物直売所 等への来客数の増加	各市町による聞き取り調査 (観光農園の来客数、農産物直売所のレジ通過人数)
樹園地面積の減少抑制	和歌山県が作成する市町村別農林水産統計データ
年間観光入込客の増加	和歌山県が作成する観光客動態調査報告書

・目標の達成状況以外の評価を行う内容

1. 事業の進捗状況
2. 総合的な評価や今後の方針

7-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す地域再生計画の目標については、中間評価及び事後評価の内容を、速やかにインターネット（和歌山県、橋本市、紀の川市、かつらぎ町、九度山町のホームページ）の利用により公表する。